国際貿易と知的財産 〜米中貿易摩擦から見た中国知財制度の変化〜

上海立群専利代理事務所 中国弁理士・弁護士 **毛立群(Mao liqun)**

1. 営業機密保護と技術貿易

GDP 総額世界1位と2位の米中両国は、2年間激しく 貿易摩擦を応酬した結果、ようやく2020年1月15日で 第一段階の合意として、「米中間経済及び貿易協定」 (ECONOMIC AND TRADE AGREEMENT) が締結さ れた。

この「米中間経済及び貿易協定」は、8章計85ページ 分で構成されているが、第3章と第6章では、米国から食料品や農産物などの輸入拡大を品物項目や購入予定金額まで詳細に定めていたため、相当なページ数が割り当てられているが、米中両国間の二者間協定であるため、第三者への影響は限定的でいえる。一方、知的財産法改正に係る内容としては、第1章と第2章が18ページ分のボリュームがあり、しかも、これら知的財産関係法改正は米中間の二者協定ではなく、今後は法律として定着するため、中国ビジネス法環境に大きく影響を与えるものである。中国は日本にとって一番大きい貿易相手国である以上、これら知的財産関係法改正も、日本の中国ビジネス関係者には興味深いものである。

本稿は、この「米中間経済及び貿易協定」の締結前後に おいて、この貿易摩擦と関係する中国知的財産法改正に ついて、特に「営業機密」と「技術移転」に着目して、中 国の貿易環境・ビジネス環境における法制度の変化につ いて解説を行うものとする。

(1) 営業機密保護の強化

今回の貿易摩擦における交渉項目の1番目に挙げられたのは、「営業機密保護」に関するものであった。そして、 交渉に応じるような形で、「営業機密保護の強化」に関しては、中国では以下の法改正が実施されていた。

① 2019年4月23日付改正「不正競争防止法」の骨子

・営業機密の定義を広くして、営業機密認定のハードル を下げる

- ・個人でも不正競争防止法の適用者である
- ・電子による侵入行為も営業機密窃盗の対象である
- 機密保持者側の立証責任の軽減及び被疑侵害者側の 非侵害立証責任転嫁

② 2019年3月15日付制定「外商投資法」の骨子

- 政府及び政府職員の機密保持義務を明確
- ・職権濫用または不正流出の場合の行政罰及び刑事罰 責任を明確
- ・ 行政機関の機密情報の管理責任及びアクセス制限を 設ける責任を明確

③ 2020年9月12日付施行「営業機密係争民事案件の法律適用の解釈」司法解釈(2020)7号

- ・明文契約がなくても、信義則、契約の目的、または商 慣習などの要素から考慮して、受け取った情報は営業 機密であると知るべき場合は、守秘義務が課されるも のと解釈される
- ・営業機密情報が窃盗、使用、漏洩または拡散される恐れがあり、判決執行困難または回復できないと認められた場合は、保全措置を認める

④ 2020年9月14日付施行「知財刑事事件法律適用の解 釈(三)」司法解釈(2020)10号の骨子

- ・「営業機密窃盗罪」の適用要件を権利者の損失額また は不法所得 50 万元以上と 30 万元以上と引下げ、立 件要件を緩和
- ・権利者に重大な損失を与えたと認定された場合は、金額を満たさなくても刑事立件される余地もある
- ・賄賂、詐欺または電子侵入手段で営業機密を入手した場合も、「営業機密窃盗罪」の適用対象とする

(2) 技術移転強要及び移転保証責任の取りやめ

「技術移転強要」の有無についても、今回の米中貿易摩擦交渉において、激しく応酬されたものであった。2018年9月24日付に中国政府が発表した「米中貿易摩擦に関

する白書」では、「技術移転」は強制的に要求していない と主張したが、その後、以下の法改正を経て、「技術移転 強要」を禁止するものと明文規定した。

また、技術移転に関連して、永久的に第三者侵害保証を ライセンサーに課された点、改良技術の権利は移転先に 帰属させる点などについても、公表即日廃止の形で撤廃 された。

① 2019年3月15日付制定「外商投資法」の骨子

・技術協力は、各当事者が公平の原則に則り、平等に協議によって決定するものとし、行政機関およびその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない(第22条)

② 2020 年1月1日付施行「外商投資法実施条例」の骨子

- ・行政的事務を管轄する団体を含む行政機関及びその 職員は、行政許認可、行政検査、行政処分、行政命令 またはその他行政手段を用いて、外国人投資者または 外国人投資企業に、技術移転を強要または実質強要し てはならない(第24条)
- ・行政手段で技術移転を強要または実質強要した場合、 その行政責任者と直接担当者を行政処分とする(第 43条)

③ 2019年3月18日改訂「技術輸出入条例」の骨子

- ・廃止—技術輸入契約の譲受人は、契約通りに譲渡人から譲渡された技術を実施して、第三者の合法的権利を 侵害した場合、譲渡人が責任を負わなければならない (旧24条3項)
- ・廃止—「技術輸人契約期間内において、改良された技 術の権利は改良した者に属する」(旧27条)
- ・廃止—「技術輸入契約には、以下の制限を設けてはならない」(旧29条)
- ・必要でない技術、原材料、製品、設備並びに 技術の購入など、譲受人に当該技術輸入に不 可欠でない付随的な条件を設けてはならな い
- ・譲受人に、期限満了したまたは無効された専利権のために、ライセンスまたはその他の義務を課すこと
- ・譲渡した技術の譲受人による改良を制限し、 または譲受人の改良技術の使用を制限する こと
- その他のルートから類似または競争技術の 導入を制限すること

- ・原材料、部品、製品並び設備の購入ルートを非合理的 に制限すること
- ・譲受人の製品の製造数量、品番及び販売価額を非合理 的に制限すること
- ・譲渡を受けた技術を利用して製造した製品の輸出を 制限すること

「営業機密」は知的財産の一種として、特許権のような 排他権ではないが、侵害を受けると事業への影響は大き い。また一旦不特定多数に漏洩すると、再び営業機密とす ることができないなどから、保護の強化は求められてい る。特に先進諸国の企業は中国において事業提携や事業 進出する際には、事業の優位性に関わる「営業機密」は他 人に盗まれるのではないかと、懸念されていた場面が多い

今回の協定内容、またこれまでの米中両国間の交渉過程からみて、米国は交渉において、この「営業機密」の保護強化を強く求めていたことが分かる。そして、中国はこれに応じた形で、交渉最中の2018年~2019または協定締結後、営業機密の保護を強化するための法律を整備してきた。

更に、技術協力や技術移転を含む国際技術貿易の場では、移転したくないのに「技術移転」が強要されたり、また、技術移転したいが、永久的に第三者侵害保証しなければならない、改良技術の権利は移転先に強制的に帰属させられるなど「技術輸出入条例」の強制的法律が存在するため、日本企業にとって頭の痛いところであった。

そして、今回の法整備はこれら懸念点が解消され、日本 企業にとっても中国ビジネスに係る法的環境が大きく改 善されることになるため、実務での実効性については引 き続き見守っていく必要はあるが、今回の米中貿易摩擦 に係る中国の知財法整備は、今後の日本企業における中 国事業提携や国際貿易促進に大きく影響を与えることは 間違いないと考える。

(参考)

米中間経済及び貿易協定の目次

Chapter 1	知的財産	15 頁
Chapter 2	技術移転	3 頁
Chapter 3	食品及び農産物貿易	28 頁
Chapter 4	金融サービス	4 頁
Chapter 5	経済政策、為替及び透明性	3 頁
Chapter 6	貿易の拡大	23 頁
Chapter 7	評価及び紛争解決	6頁
Chapter 8	ファイナル条項	2 頁

(参考)

米中間経済及び貿易協定に係る知的財産制度

Chapter 1	知的財産
Section A	義務の確認
Section B	営業機密
Section C	薬品に関する知的財産
Section D	特許
Section E	電子商取引における模倣品
Section F	地理的表示
Section G	模倣品の生産及び輸出
Section H	冒認商標出願
Section I	知財案件の司法手続き
Section J	知財保護強化の協力
Section K	履行責任
Chapter 2	技術移転

2. 懲罰的損害賠償制度の導入

中国の民法における損害賠償は、被った損失を補填するのは原則的な考え方で、懲罰的な損害賠償制度は、1993年までには皆無であった。1993年に施行された「消費者権益保護法」は、特別法として懲罰的賠償制度をはじめて導入されたものであった。

知的財産法分野では、これまでも「被った損失を補填」との原則を貫き、懲罰的な損害賠償制度がなかった。そして、2013年8月に可決された改正「商標法」では、「悪質的な侵害かつ情況が酷い」と認定された場合、「損害賠償額の1倍~3倍」とした懲罰的賠償制度が初めて導入され、画期的なものであったともいえる。

そして、2015年改正の「種苗法」には、「...植物新品種権を侵害し、情状が深刻な場合、損害賠償金額の1倍以上3倍以下で損害賠償を命じることが可能」として懲罰的損害賠償が規定された。

その後、中国において知財権を侵害しても大した損害 賠償にならずに済むことが多いことから、国際社会に「知 的財産の保護が不十分」と指摘される風向きが強まった 中、米中貿易摩擦においても「知財保護強化」を交渉項目 として取り上げられ、知的財産法分野における懲罰的損 害賠償制度の法整備が更に加速された。

まずは、2019年4月23日付改正の「商標法」では、懲罰的損害賠償の倍率をこれまでの「1倍~3倍」から、「1倍~5倍」に改訂され、懲罰的賠償の上限を損害賠償額の5倍まで引き上げられた。

また、同 2019 年 4 月 23 日付改正「不正競争防止法」では、「悪質な営業機密侵害行為で、かつ状況が酷い」と

認定された場合、損害賠償額の1倍以上5倍以下まで懲罰的損害賠償とすることが可能になった。

そして、2020年10月17日付改正「専利法」では、「故意侵害かつ状況が深刻」と認められた際に、賠償金額を1倍~5倍と懲罰的な損害賠償を命じることができるように改正された。

また、同様に、2020 年 11 月 11 日付改正「著作権法」では、「故意侵害かつ状況が深刻」と認められた際に、賠償金額を 1 倍~ 5 倍と懲罰的な損害賠償を命じることができるように改正された。

そのほか、2020年5月28日付で可決された「民法典」では、その1185条に、「故意に他人の知的財産権を侵害し、状況が深刻である場合、権利侵害を受けた者は懲罰的賠償を請求する権利を有するもの」と制定され、知的財産法分野で包括的に懲罰的損害賠償制度が導入されたと言える。これによれば、「商標法」、「特許法」、「不正競争防止法」などの特別法のほか、民法典に定義されたあらゆる知的財産権が対象とされ、それに対する侵害行為が全て懲罰的損害賠償制度が適用されると理解してよいかと考える。

このように、中国において、特許権、商標権、著作権など侵害の場合、権利者が被った損失または侵害者が得た利益を基に認定された損害賠償額をベースに、最大5倍まで懲罰的損害賠償とすることができるようになっている。これらは恐らく世界において最も高い懲罰的倍率でもあり、中国における民法上の特例であるとも言える。中国当局の知財保護を強化しようとする姿勢は伺えるのではないかと考える。

一方、中国で知財権侵害訴訟の場合は、①権利者側が被った損失額、②侵害者側が得た利益額、③実施許諾料のどれかに基づいて、まず損害賠償金ベースを算出する必要がある。しかし、現状では、損害賠償金ベースの金額を特定するのは難しい案件が多い中、この罰則的規定はどこまで知的財産侵害行為に対して抑制力があるかについては、不透明なところがあると考える。

また、この懲罰的損害賠償を適用するためには、「悪質または故意侵害で、かつ状況が深刻である」ことを要件としている。しかし、「故意」または「悪質」、そして「深刻」はいずれも比較的主観性の強い物差しであるため、例えば警告書を受けた後の侵害行為継続は「故意」と見るべきか否かなどについて、今のところはまだ不明確である。

知的財産法関係で、最大5倍までとする懲罰的損害賠償制度を導入された点は大いに評価すべきであるが、裁判実務での適用基準などは不明な点もあるため、特に今後の実務はこれらの制度をどのように運用されるかは、今後引き続き注目して行きたいと考える。